

【別冊資料2】 よくあるご質問

目次

1 事業全般・概要について.....	1
2 対象住宅について.....	2
3 対象工事について.....	3
4 手続きについて.....	7

1 事業全般・概要について

Q1-01．リフォーム業者を教えてくださいませんか。

特定の業者を教えることはできません。

佐世保市の建築行政へ協力している団体にご相談ください。

一般社団法人 長崎県中小建設業協会 佐世保支部協会

TEL：0956-20-0090

一般社団法人 長崎県建設業協会 佐世保支部

TEL：0956-24-5222

一般社団法人 長崎県建築士事務所協会 県北支部

TEL：0956-31-6224

一般社団法人 長崎県建築士会 佐世保支部

TEL：0956-22-8329

Q1-02．工事中（又は工事完了済み）だが対象となりますか。

事前に実施するリフォーム工事の内容を確認する必要がありますので、既に工事に着手したものや工事を終えたものは、対象とはなりません。

Q1-03．申請と同時に着工しても良いのですか。

申請後、リフォーム工事の内容を確認しますので、補助金交付決定通知書の発行以前に着工してしまったものは、対象から除かれます。対象者には補助金交付決定通知書が発行されますので、発行日以降にリフォーム工事を始めてください。

Q1-04．いつから申請できますか。

申請時期については、次のとおりです。（詳しくは、マニュアル2（2）参照）

・抽選申込

抽選申込は、令和8年4月1日（水）～5月29日（金）までに行ってください。なお、抽選発表は、6月中旬を予定しています。

・補助金交付申請

交付申請は、当選後60日以内に行ってください。

2 対象住宅について

Q 2 - 0 1 . 親名義の住宅に同居している子が工事請負契約をするリフォーム工事は対象となりますか。

申請者は市内の住宅を所有し、かつ、居住している者となりますので、親が申請者となる必要があります。

Q 2 - 0 2 . 夫婦で共有名義の住宅の場合、申請者はどちらか 1 名だけでよいですか。

どちらか 1 名で良いです。ただし、工事の契約者（代金の支払い者）が申請してください。住宅を所有し、かつ、居住していることが条件となります。

Q 2 - 0 3 . 対象建物の所有者が亡くなった人の場合、相続人でよいか。

相続人が対象建物の所有権を有している（又は対象建物を管理・修繕するなどの権限がある）ことが確認できるものの提出があれば可能です。

Q 2 - 0 4 . 建物所有者との相続関係を確認できるものとは何か。

戸籍謄本にて相続関係を確認しますので、亡くなられた方と相続された方の戸籍謄本が必要です。戸籍に関しては、佐世保市役所 1 階の戸籍住民窓口課へお尋ねください。

Q 2 - 0 5 . 賃貸の一戸建て住宅、賃貸の共同住宅、寮や社宅は対象となりますか。また、住宅以外の店舗などは対象となりませんか？

持ち家住宅以外は対象となりません。

Q 2 - 0 6 . 同一の住宅で 2 回以上に分けて申請を行うことはできますか。

申請は 1 の住宅につき、1 回限りです。

Q 2 - 0 7 . 対象住宅の建築時期の要件等がありますか。（昭和 5 6 年以前の建物であるなど）また、防災性能の経過要件がありますか。

建築時期及び改修部分の経過年数の設定はありません。

Q 2 - 0 8 . 法人名義の建物も対象となりますか。

法人名義の建物は補助金の対象とはなりません。個人名義の建物が対象となります。

3 対象工事について

Q3 - 01 . 注文書・請書によりリフォーム工事を行う場合対象となりますか。

対象となります。ただし、交付申請の手続きには補助申請専用の「工事見積(内訳)書」が必要となりますのでご注意ください。

Q3 - 02 . 口頭で合意したリフォーム工事については対象となりますか。

口頭のみで合意したものは対象となりません。

(交付申請時は工事内訳明細を示した補助申請専用の見積書が、実績報告時は領収書が必要となります。)

Q3 - 03 . 工事請負契約をいつ以降に締結したものが本事業の対象となるのですか。

契約時期については、特に定めておりません。ただし、申請を行ったりリフォーム工事に着工できるのは、交付決定通知書が発行された後でなければいけませんので、交付決定通知書が発行される前に工事に着手したものは、対象となりません。

Q3 - 04 . リフォーム工事はいつまでに終える必要がありますか。

工期末については、完了実績報告の提出日が、「工事終了後 20 日以内又は令和 9 年 1 月 29 日(金)のいずれか早い日まで」となりますので、この点を踏まえ、設定願います。

なお、期限を過ぎたものは補助金が出ませんので、ご注意ください。

また、完了実績報告は用紙申請となります。

Q3 - 05 . 性能向上部分に含まれる工事費の範囲を教えてください。

(例) バリアフリー・安全型におけるトイレの洋式化工事の場合

既存和式トイレの撤去、床の張り替え、配管の経路変更などの洋式化に伴い必要な付属工事は対象工事に含むことができます。

Q3 - 06 . ヒートショック対策とは具体的にどのようなリフォーム工事を指すのですか。

衣服を脱ぐ可能性のある浴室、脱衣所、便所で、その部屋の断熱性能や気密性能の向上によって、身体的な負担を軽減するリフォーム工事や埋め込み式の暖房設備の設置工事を指します。

Q3 - 07 . 和式トイレを洋式トイレにする工事はバリアフリー性能に該当しますか。

該当します。

Q3 - 08 . 外部における玄関に至るまでのスロープ設置や手すり設置は補助の対象になるのですか。

外構工事は、前面道路から玄関まで又は駐車場部分から玄関までのバリアフリー性能の向上を伴う工事であれば対象としています。

Q3 - 09 . 増築工事は対象外とあるが、浴室の改修において、浴室面積大きくなるバリアフリーに対応したユニットバスへの取替工事は対象とならないのか？

ユニットバスの取替工事において、対象工事となるかの判断事例を次に示します。

(既存)

(浴室) 5 m ²	(脱衣室) 5 m ²
-----------------------	------------------------

浴室をバリアフリー対応のユニットバスへ取替工事を行う場合

(改修 1)

(浴室) 7 m ²	(脱衣室) 3 m ²
-----------------------	------------------------

既存の面積と変わらなければ対象

(改修 2)

増床部分	
(浴室) 7 m ²	(脱衣室) 5 m ²

既存の面積から増床となる部分は対象外

Q3 - 10 .浴槽の跨ぎ高さが小さくなれば浴槽のみが対象か、ユニットバス
の場合はどのようになりますか？

個別に浴槽のみを設置する場合は、浴槽のみ対象と考えます。なお、ユニット
バス設置の場合は、全体を対象と判断します。

Q3 - 11 .滑りにくい床材とは何を基準に判断すればよいか？

特段の基準を設けていませんが、カタログ等に「防滑」等の表現のある床材が
対象と考えます。

Q3 - 12 .洋式便器を座高の高い洋式便器に取替える場合、便器そのものが
補助対象か

便器費及び設置工事費が対象と考えます。

Q3 - 13 .省エネ工事で、ペアガラス取替を2階建て住宅の1階部分のみを
行う等、補助対象工事を部分的に行う場合も対象となるのでしょうか。

窓の断熱改修については、部分的であっても対象となります。ただし、性能が
向上しない窓ガラスの取替えのみは対象とはなりません。また壁の断熱性能
を向上させる工事は部屋単位での工事が必要です。

Q3 - 14 .太陽光発電設備は本事業の対象にならないのでしょうか。

太陽光発電設備については、本事業における住宅性能向上とは意味合いが違
うと考えられることから本事業の対象外としております。

Q3 - 15 .ブロック塀の改修は対象となるのですか。

防災の観点から対象としておりますが、建築基準法に沿ったものとなります。

Q3 - 16 .防災グッズの購入は防災性能の向上に該当しますか。

各種防災用品や消火器などの防火用品は、備品のため対象とはなりません。対
象となるのは工事を伴うものとなります。

Q3 - 17 .屋根の張替が対象となっていますが、いわゆるカバー工法は防災
性能の向上に該当しますか。

防災性能の向上と認められるものは該当します。

Q3 - 18 .既存のトイレの使用水量がわからないが、節水型トイレを設置すれば対象となるのか？

設置した便器が「節水型」であれば対象と考えます。

Q3 - 19 . 台風瓦に取替えたが重量化された場合、対象とならないのか？

耐風瓦の設置において「台風被害」を軽減させられるので、対象と考えます。

Q3 - 20 . 防災型の「家具固定改修」では、“金物の購入のみ”も補助対象となるのでしょうか。

家具の固定改修については、工事を伴うものを想定しています。単に金物の購入は対象外です。

4 手続きについて

Q 4 - 0 1 . 交付申請から交付決定までどの程度時間がかかるのですか。

申請状況にもよりますが、通常2週間程度を見込んでいます。ただし、書類に不備や不足がある場合は審査に時間を要することもありますので、不備や不足のない申請を心掛けてください。

また、申込が混みあうことが想定される6月は審査が通常よりお時間を頂くこととなります。予めご了承ください。

Q 4 - 0 2 . 補助金交付請求申請から補助金の交付まではどの程度かかりますか。

申請の込み具合にもよりますが、申請に不備がない状態であれば、交付請求受理後、1ヶ月程度で指定された口座に補助金をお振込み可能と想定されます。

Q 4 - 0 3 . リフォーム工事の内容に疑問があるのですが。

不安や疑問を感じたら、すぐに契約しないで下記の国交大臣指定の相談窓口にご相談して下さい。見積もり相談なども行われております。

(財)住宅リフォーム・紛争処理センターの住まいのダイヤル

【ナビダイヤル：0570-016-100】

【ナビダイヤル以外：03-3556-5147】

【HP：<https://www.chord.or.jp/index.html>】

法律に基づいて国土交通大臣から指定を受けた、安心して利用できる住宅専門の相談窓口です。

Q 4 - 0 4 . 交付決定通書が交付された後に、工事内容に変更が発生した場合、変更の申請を行えば工事を進めてよいか。

変更申請の手続き中は、変更部分の工事を進めることはできません。

変更部分は、変更交付決定通知書(第6号様式)が交付されてからの着工となりますので、変更の際は、手続きの期間を見通した工期の設定をお願いします。